

平成 年 月 日

保護者様

高崎市医師会看護専門学校

校長 有賀 長規

学校伝染病と出席停止について

下記の病気があるため学校保健安全法により出席停止となります。

医師の許可があるまで学校を休ませて下さい。

なお、治癒し登校する場合は、下記の証明書を医師に書いて頂いて、登校日に提出してください。

	伝染病の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・重症急性呼吸症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)・痘そう・南米出血熱・ペストマールブラグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜炎 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	(鳥インフルエンザ(H5N1)・新型インフルエンザ等感染症を除く) 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮下するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで

治 療 証 明 書

高崎市医師会看護専門学校校長 様

学科 回生 氏名

伝染病名

上記の者は、 月 日より出席停止となりましたが、他に伝染のおそれがなくなりましたので、 月 日より、出席可能と認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医師

⑩